

○九度山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月28日規則第21号

改正

平成28年4月1日規則第8号

平成29年6月30日規則第14号

平成29年12月25日規則第24号

令和4年12月21日規則第27号

令和5年12月20日規則第12号

九度山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、九度山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年九度山町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第1の規則で定める事務）

**第2条** 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第21条による乳幼児医療費の受給資格申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第24条による乳幼児医療費の受給資格の変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第12号）第5条の受給者証の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則第6条の受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

**第3条** 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第21条による重度心身障害児者医療費の受給資格申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第24条による重度心身障害児者医療費の受給資格の変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第3条の受給者証の更新に関する事務
- (4) 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則第6条の受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

**第4条** 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第21条によるひとり親家庭医療費の受給資格申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する

事務

- (2) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第24条によるひとり親家庭医療費の受給資格の変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 九度山町ひとり親家庭医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第14号）第2条の受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 九度山町ひとり親家庭医療費の支給に関する規則第3条の受給者証の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

**第5条** 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第21条による老人医療費の受給資格申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第24条による老人医療費の受給資格の変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 九度山町老人医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第11号）第4条の受給者証の更新に関する事務
- (4) 九度山町老人医療費の支給に関する規則第5条の受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

**第6条** 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 九度山町子ども医療費の支給に関する条例（平成20年九度山町条例第16号）第4条の受給資格申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 九度山町子ども医療費の支給に関する条例第8条の受給資格の変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 九度山町子ども医療費の支給に関する条例施行規則第6条の受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

**第7条** 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 九度山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例（平成21年九度山町条例第3号）第7条の入居申請の受理、決定又は通知に関する事務
- (2) 九度山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例第11条の同居の承認に関する事務
- (3) 九度山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例第12条の入居の継承に関する事務
- (4) 九度山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例第14条の所得の申告の受理に関する事務
- (5) 九度山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例第31条の住宅の明渡しの請求に関する事務

**第8条** 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、九度山町クローバー給付金支給要綱（平成29年九度山町要綱第14号）第5条の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

**第9条** 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 九度山町民間賃貸住宅新婚及び子育て世帯家賃補助制度実施要綱（平成22年九度山町要綱第19号）第6条の家賃補助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又

はその申請に対する応答に関する事務

- (2) 九度山町民間賃貸住宅新婚及び子育て世帯家賃補助制度実施要綱第7条の家賃補助の交付又は不交付の決定、変更及び取消しに関する事務
- (3) 九度山町民間賃貸住宅新婚及び子育て世帯家賃補助制度実施要綱第8条の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 九度山町民間賃貸住宅新婚及び子育て世帯家賃補助制度実施要綱第9条の異動の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (5) 九度山町民間賃貸住宅新婚及び子育て世帯家賃補助制度実施要綱第10条の補助世帯の資格の喪失に関する事務

**第10条** 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 九度山町要保護及び準要保護児童等就学援助費交付要綱（平成18年九度山町教育委員会要綱第1号）第3条の要保護児童等の認定に関する事務
- (2) 九度山町要保護及び準要保護児童等就学援助費交付要綱第4条の準要保護児童等の認定に関する事務
- (3) 九度山町要保護及び準要保護児童等就学援助費交付要綱第5条の認定結果の通知に関する事務
- (4) 九度山町要保護及び準要保護児童等就学援助費交付要綱第6条の援助費の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (5) 九度山町要保護及び準要保護児童等就学援助費交付要綱第8条の援助費の交付に関する事務
- (6) 九度山町要保護及び準要保護児童等就学援助費交付要綱第9条の援助費の認定の取消し及び返還に関する事務

**第10条の2** 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 九度山町特別支援教育就学奨励費交付要綱（平成19年九度山町教育委員会要綱第2号）第2条の交付対象者の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 九度山町特別支援教育就学奨励費交付要綱第4条の奨励費の交付に関する事務
- (3) 九度山町特別支援教育就学奨励費交付要綱第5条の奨励費の認定の取消しに関する事務
- (4) 九度山町特別支援教育就学奨励費交付要綱第6条の奨励費の返還に関する事務  
（条例別表第2の規則で定める事務）

**第11条** 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第28条の実費の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該予防接種を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施情報」という。）とする。

**第12条** 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条の障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、九度山町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成27年九度山町規則第20号）第3条の支給決定の申請、

同規則第9条の支給決定に係る申請内容の変更の届出、同規則第10条のサービス等利用計画案の提出、同規則第12条の特例介護給付費等の支給の申請等、同規則第13条の特定障害者特別給付費の支給の申請、同規則第17条の計画相談支援給付費の支給の申請等及び同規則第18条の高額障害福祉サービス等給付費の申請に係る当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税（九度山町税条例（平成22年九度山町条例第6号）第3条第1号に掲げる町民税（個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報

**第13条** 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第3条の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る事務 当該被保険者又は当該被保険者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報
- (2) 国民健康保険法施行規則第13条の国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る事務 当該被保険者又は当該被保険者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報

**第14条** 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条の障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等措置に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、九度山町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第3条の支給決定の申請、同規則第9条の支給決定に係る申請内容の変更の届出、同規則第10条のサービス等利用計画案の提出、同規則第12条の特例介護給付費等の支給の申請等、同規則第13条の特定障害者特別給付費の支給の申請、同規則第17条の計画相談支援給付費の支給の申請等及び同規則第18条の高額障害福祉サービス等給付費の申請に係る当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

**第15条** 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第51条第1項の適用除外に関する事務とし、同表の5の項の規則で定める情報は、当該被保険者又は当該被保険者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報とする。

**第16条** 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第21条による乳幼児医療費の受給資格申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による当該申請を行う者に関する加入状況に係る情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）
  - イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報
- (2) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第24条による乳幼児医療費の受給資格の変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 当該申請を行う者の医療保険給付関係情報
  - イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

**第17条** 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第21条による重度心身障害児者医療費の受給資格申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者の医療保険給付関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

(2) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第24条による重度心身障害児者医療費の受給資格の変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者の医療保険給付関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

**第18条** 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第21条によるひとり親家庭医療費の受給資格申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者の医療保険給付関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

(2) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第24条によるひとり親家庭医療費の受給資格の変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者の医療保険給付関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

**第19条** 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第21条による老人医療費の受給資格申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者の医療保険給付関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

(2) 九度山町老人等医療費の支給に関する条例第24条による老人医療費の受給資格の変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者の医療保険給付関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

**第20条** 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 九度山町子ども医療費の支給に関する条例第4条の受給資格申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 当該申請を行う者の医療保険給付関係情報

(2) 九度山町子ども医療費の支給に関する条例第8条の受給資格の変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 当該申請を行う者の医療保険給付関係情報

**第21条** 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 九度山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例第7条の入居申請の決定に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報

(2) 九度山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例第14条の所得の申告の受理に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

**第22条** 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 九度山町民間賃貸住宅新婚及び子育て世帯家賃補助制度実施要綱第6条の家賃補助の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報

エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

(2) 九度山町民間賃貸住宅新婚及び子育て世帯家賃補助制度実施要綱第8条の更新申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報

エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

(条例別表第3の規則で定める事務)

**第23条** 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、生活保護法第15条の医療扶助認定に係る保険申請状況の確認に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該認定に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の医療に要する費用についての援助に係る情報とする。

**第24条** 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の医療に要する費用についての援助に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に関する生活保護法第15条の医療扶助に係る情報とする。

**第25条** 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 九度山町要保護及び準要保護児童等就学援助費交付要綱（平成18年九度山町教育委

員会要綱第1号) 第3条の要保護児童等の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

(2) 九度山町要保護及び準要保護児童等就学援助費交付要綱第4条の準要保護児童等の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

**第26条** 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 九度山町特別支援教育就学奨励費交付要綱第2条の交付対象者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

(2) 九度山町特別支援教育就学奨励費交付要綱第5条の奨励費の認定の取消しに係る事実についての審査に関する事務

ア 当該者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

#### 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

附 則 (平成29年12月25日規則第24号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月21日規則第27号抄)

(施行期日)

**第1条** この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月20日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。